

【別紙】

基幹水利施設保全管理対策実施要領（平成23年4月1日付け22生産第11157号農林水産省生産局長、22経営第7324号農林水産省経営局長、22農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 [略]</p> <p>要領別紙1（農業基盤情報基礎調査に係る運用）</p> <p>第1 趣旨</p> <p>各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等と与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するものである。</p> <p><u>また、農業におけるデータ活用の促進を目的として構築された農業データ連携基盤に調査の結果を提供することにより、データを駆使した農業の実践を促し、もって農業の生産性向上及び農業者の経営改善に資するものである。</u></p> <p>第2 内容</p> <p>1 農業基盤整備状況調査</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農業生産基盤の整備状況の把握</p> <p>この調査は、調査対象年度に整備を実施した事業地区における農地、基幹的農業水利施設の整備状況等（調査対象年度の年度末時点）を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。</p> <p>①～③ [略]</p> <p><b>[削る。]</b></p> <p>(4) 調査地図の作成</p> <p>この調査は、調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとの農地界、基幹的農業水利施設の位置<u>及び水利系統</u>の位置を2万5千分の1の地形図に示す。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第1～第3 [略]</p> <p>要領別紙1（農業基盤情報基礎調査に係る運用）</p> <p>第1 趣旨</p> <p>各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設、<u>農業用ため池</u>等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等と与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するものである。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 農業基盤整備状況調査</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農業生産基盤の整備状況の把握</p> <p>この調査は、調査対象年度に整備を実施した事業地区における農地、基幹的農業水利施設<u>及び農業用ため池</u>の整備状況等（調査対象年度の年度末時点）を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。</p> <p>①～③ [略]</p> <p><u>④ 農業用ため池の整備状況</u></p> <p>(4) 調査地図の作成</p> <p>この調査は、調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとの農地界、基幹的農業水利施設の位置、<u>水利系統及び農業用ため池</u>の位置を2万5千分の1の地形図に示す。</p> <p>2・3 [略]</p>

第3・第4 [略]

**第5 調査結果の提供**

農村振興局は、第2の1の調査結果の全部又は一部を農業データ連携基盤に提供できるものとする。

要領別紙2・要領別紙3 [略]

第3・第4 [略]

[新設]

要領別紙2・要領別紙3 [略]

**附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。